

令和 4 年 度

宍粟市各会計決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

宍粟市監査委員

令和4年度穴粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和5年7月5日～令和5年8月18日

2 審査の対象

令和4年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.81	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.81	30.0
実質公債費比率	6.6	6.9	25.0	35.0
将来負担比率	65.6	65.4	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
法 適 用	水道事業特別会計	－	－	20.0
	下水道事業特別会計	－	－	20.0
	病院事業特別会計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和4年度における基準である。

健全化判断比率算定表

(単位：千円)

区分	比率(%)	算定式
実質赤字比率	-	$\frac{\text{普通会計（一般会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\blacktriangle 767,805}{14,634,544} = \blacktriangle 5.24\%$ <p>※一般会計が実質赤字のため▲で表示している。</p>
連結実質赤字比率	-	$\frac{(\text{イ}+\text{ロ}) - (\text{ハ}+\text{ニ})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0+0) - (980,611 + 2,898,984)}{14,634,544} = \blacktriangle 26.51\%$ <p>イ＝一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 0 ロ＝公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 = 0 ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 952,603 （一般823,527 + 国保30,432 + 診療所591 + 介護86,556 + 後期高齢11,264 + 訪看233） ニ＝公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 = 2,898,984 （水道564,064 + 病院2,334,920 + 下水0）</p>
実質公債費比率	6.6	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 = \frac{\text{令和2年度：} 5.80219 + \text{令和3年度：} 6.29681 + \text{令和4年度：} 7.70899}{3} = 6.6\%$ <p>の3カ年平均</p>
将来負担比率	65.6	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{47,242,468 - (6,493,985 + 532,778 + 32,792,617)}{14,634,544 - 3,328,076} = 65.6\%$
資金不足比率	-	$\frac{\text{公営企業ごとの資金の不足額}}{\text{公営企業ごとの事業規模}} = \frac{\text{各公営企業会計の資金不足額}}{\text{①水道} \blacktriangle 564,064 \quad \text{②病院} \blacktriangle 2,334,920 \quad \text{③下水} 0}$ <p>※全ての企業会計事業について、資金不足額がないため資金不足比率を「-」で表示している。</p>

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和3年度及び令和4年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和4年度における早期健全化基準の12.81%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、5特別会計、3公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和3年度及び令和4年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和4年度における早期健全化基準の17.81%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち、元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和4年度（3か年平均）は6.6%となっており前年度（3か年平均）より0.3ポイント減少した。

単年度（令和4年度）の主な変動要因は、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い、標準財政規模が減少したことなどにより、1.412%の増となったが、結果として3か年平均で0.3ポイントの減となった。

なお、早期健全化基準25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる18.0%を11.4ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和4年度は65.6%となっており、前年度より0.2ポイント増加した。

主な要因としては、計画的な繰上げ償還の実施による一般会計地方債残高の減少と公営企業債の元利償還金に対する繰出見込額の減少により、将来の負担額が減少し、標準財政規模も減少したため、結果として0.2ポイントの増となった。

なお、令和4年度における早期健全化基準の350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、令和3年度及び令和4

年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しているが、下水道事業においては、一般会計からの繰入金で収支が成り立っている。

なお、令和4年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

予算の執行率と不用額のバランスを保ちながら、引き続き健全な財政運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率（3か年平均）は前年度と比較して0.3ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少した結果によるもので、令和4年度においても556,778千円の繰上償還が実施されている。

しかしながら、交付税に大きく依存する財政基盤の弱い本市においては、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく、引き続き繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率についても、前年度と比較して0.2ポイント増加している。

令和3年度末の将来負担額の総額は47,242,468千円で、その内普通会計における地方債現在高は27,951,658千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は16,569,877千円で起債償還に係るものが全体の94.2%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は、7,423,088千円で、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したなどの結果、令和3年度より309,092千円の減となった。また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額についても514,081千円の減となったため、結果として将来負担比率は65.6%と前年比で0.2ポイントの増となった。

今後、波賀生活圏の拠点づくりや新病院の建設事業、また、上下水道を中心に

施設の耐用年数を迎え、新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後も、自主財源の確保とともに、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じてはいないが、依然として厳しい状況である。令和5年度より水道料金の改定が行われるが、水道事業・下水道事業特別会計については、計画的に施設の長寿命化を図る必要がある。将来的な施設更新に向け、より一層の経営改善に努められたい。

⑤まとめ

計画的な繰上償還等の実施により、実質公債費比率について25.0%を下回っており、将来負担比率についても、同じく計画的な繰上償還等により、ほぼ横ばいとなっている。これらの比率は、財政健全化法に示されている基準には該当せず、健全な財政運営に努めている結果であるが、あくまでも現状の財政状況の指標であり、宍粟市にとって最大の懸案事項である人口減少の要素は含まれていない。

国勢調査人口の減に伴い普通交付税が減額となり、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては、さらに厳しい現実に立たされている。長期的な視点に立ち、人口減少社会を見据える中で、最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に引き続き取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。